

後期高齢者医療制度に加入している方へ

【問合せ】高齢者医療担当課高齢者医療係
(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4562・☎(3203)6083へ。

8月から高額療養費の自己負担限度額が変わります

高額療養費とは、医療機関の窓口で支払う医療費の1か月ごとの自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた額を払い戻す制度です。後期高齢者医療制度では、8月診療分からの自己負担限度額等が下記のとおり変わります。

【変更前】7月診療分までの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得	57,600円	80,100円 +(10割分の医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円★3】
	一般	14,000円 ★2	57,600円【多数回 44,400円★3】
1割	住民税非課税等(★1)	8,000円	区分Ⅱ 24,600円
			区分Ⅰ 15,000円

★1 【区分Ⅰの対象】▶住民税非課税世帯で、世帯全員が年金収入80万円以下で、その他の所得がない方、▶住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方

【区分Ⅱの対象】住民税非課税世帯で、区分Ⅰに該当しない方

★2 1年間(8月1日～翌年7月31日)の外来の自己負担額の合計の上限は年間144,000円

★3 過去12か月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降から適用になる限度額(多数回該当。ただし、「外来(個人ごと)」は、多数回該当の回数に含まない)。8月診療分からは現役並み所得の「外来(個人ごと)」が廃止されるため、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も多数回該当回数を含む。

【変更後】8月診療分からの1か月の自己負担の限度額

負担割合	所得区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ (課税標準額690万円以上)	252,600円+(10割分の医療費-842,000円)×1% 【多数回 140,100円★3】	
	現役並み所得Ⅱ (課税標準額380万円以上)	167,400円+(10割分の医療費-558,000円)×1% 【多数回 93,000円★3】	
	現役並み所得Ⅰ (課税標準額145万円以上)	80,100円+(10割分の医療費-267,000円)×1% 【多数回 44,400円★3】	
1割	住民税非課税等(★1)	8,000円	一般 57,600円【多数回 44,400円★3】
			区分Ⅱ 24,600円
			区分Ⅰ 15,000円

【申請方法】高額療養費の払い戻しがある場合は、事前に申請をしなくても、診療月のおよそ4か月後に東京都後期高齢者医療広域連合から申請書をお送りします。申請書が届いたら、郵送または後期高齢者医療担当課高齢者医療係・特別出張所の窓口へ申請してください。一度、申請をすると、振り込み口座が登録されるため、次回以降の申請は不要です。

東京都後期高齢者医療広域連合の条例改正

30年度の変更点をお知らせします

東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されました。

【改正の概要】30年度～31年度の保険料の▶均等割額を42,400円から43,300円に、▶所得割率を9.07%から8.80%に、▶賦課限度額を57万円から62万円に改定します。

また、所得が少ない被保険者への保険料の均等割軽減の対象を拡充するほか、保険料の所得割額の軽減割合等を変更します。

保険料所得割額の軽減割合の変更

賦課のもととなる所得金額★	軽減割合	
	29年度	30年度
15万円以下	70%	50%
20万円以下	45%	25%
58万円以下	20%	

★前年の総所得金額、山林所得金額、株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額(雑損失の繰越控除額は控除しない)

被扶養者だった方の軽減割合の変更

後期高齢者医療制度加入の前日まで社会保険の被扶養者だった方の保険料の均等割額の軽減割合を変更します(いずれも所得割は賦課しません)。

【29年度軽減割合】均等割額の7割

【30年度軽減割合】均等割額の5割

入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、日数に応じて1万円～3万円を支給します(介護施設への入所は対象外)。

【入院期間と支給金額】▶7～60日…1万円、▶61～120日…2万円、▶121日以上…3万円

※支給金額は年度内に3万円を限度。新宿区の後期高齢者医療制度に加入した日以降の入院が対象です。

【申請方法】次の書類を高齢者医療担当課高齢者医療係か特別出張所へお持ちください。

- ▶入院期間が分かる病院等の領収書原本(コピーは不可。窓口でコピーして原本はお返しします)。
- ▶後期高齢者医療被保険者証。
- ▶入院した方の口座情報が分かる通帳等と印鑑(入院していた方が亡くなった場合は相続人の口座情報が分かる通帳等と印鑑)

地域活動への助成制度をご活用ください



助成事業・金額は審査の上、決定します。いずれも他の助成を受けている事業、特定の方が対象の事業、営利目的、政治・宗教活動を含む事業等を除きます。申請書等は申込先で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。

プレイパーク活動

【対象】区と協働し、区内の公園で「プレイパーク活動」「プレイパークの普及啓発事業」を実施する区内の団体

【交付時期】6月中旬(予定)
【申込み】所定の申請書等を4月16日(月)までに直接、子ども総合センター子育て支援係(新宿7-3-29、新宿ここ・から広場内) ☎(3232)0695へ。

障害のある方の自立・社会参加支援活動

【対象】▶自立のための社会的活動を行う障害者と家族、▶区内在住で障害のある方への援助活動を行う個人・団体

【対象事業】障害者の自立や社会参加を促進するために30年度に実施する、▶学習・研修、▶調査研究、▶福祉教育・啓発、▶福祉器具等の開発整備ほか

【対象経費】謝礼、消耗品費、会場・付帯設備利用料、材料費、宿泊費、バス等交通機関利用料(バスの借り上げを伴う事業は遠隔地での実施が障害者の社会参加や自立訓練に必要な不可欠な場合のみ助成。レクリエーションが目的の経費は対象外)

【助成額】対象経費の合計額の5分の3以内(100万円を限度)

【交付時期】6月～7月(予定)
【申込み】所定の申請書等を4月13日(金)～27日(金)に直接、障害者福祉課福祉推進係(本庁舎2階) ☎(5273)4516・☎(3209)3441へ。

高齢者の介護予防・福祉増進の活動

【対象事業】実施団体の会員以外の高齢者を対象とした、新規またはこれまでの活動を充実させる次の事業(いずれも助成終了後も継続的に活動することが条件)

- ▶区内在住の高齢者のための介護予防、認知症・うつ・閉じこもり防止、生活支援・生きがいづくり・健康づくり等に関する活動(介護予防教室、健康指導、高齢者向けの啓発講座等)。
- ▶区内在住の高齢者が主体となって行う社会貢献活動(地域の清掃、防犯・防災活動等)。
- ▶区内に居住する高齢者を対象とした地域支え合い活動

【助成額】対象経費の4分の1～4分の4(30万円を限度。地域支え合い活動は5万円を限度)。同一内容の事業への助成は1年度1回(通算して3回まで)。回数によって助成率が異なります。

【交付時期】6月上旬(予定)
【申込み】事前連絡の上、所定の申請書等を4月26日(木)までに直接、地域包括ケア推進課高齢いきがい係(本庁舎2階) ☎(5273)4567へ。

●説明会を開催します
【日時】4月10日(火)午後6時～7時
【会場】区役所本庁舎地下1階11会議室
【申込み】4月9日(月)までに電話で同係へ。

ご活用ください ● ● ● ● ● コミュニティ活動補償制度

皆さんが、安心して町会・自治会活動やボランティア活動などができるよう、区が保険料を負担し、コミュニティ活動中の事故による損害を補償します。原則として事前の登録は不要です。

※補償内容等詳しくは、地域コミュニティ課・特別出張所で配布するパンフレットでご案内しています。新宿区ホームページからもご覧いただけます。

【問合せ】地域コミュニティ課コミュニティ係(本庁舎1階) ☎(5273)4127へ。

- 【補償の対象となる活動】次の①～⑤全てを満たす活動
- ▶①区内在住または区内に活動拠点がある方で構成される地域団体の活動、▶②広く公共の利益を目的とした自発的な活動、▶③年間を通じて計画的に行う活動、▶④無報酬で行う活動(交通費等の実費は無報酬とみなします)。
- ▶⑤区内での活動または区民が行う国内での活動

【公益活動の具体例】▶町会・自治会活動、▶地区協議会活動、▶防災・防犯活動、▶資源ごみの回収・リサイクル活動、▶交通安全活動ほか

【対象外の例】▶政治・宗教・営利を目的とした活動、▶有償で行う活動、▶会員同士の懇親・親睦を目的とした活動、▶職場や学校などの行事として行う活動、▶趣味のサークル・スポーツ団体の当該活動における参加者

◎事故が発生したときは

傷害や賠償責任が生じる事故が発生したときは、事故発生日から14日以内に地域団体の代表者が「コミュニティ活動事故報告書」を活動の区の担当課または地域コミュニティ課コミュニティ係へ提出してください。報告書は、同課・特別出張所で配布するほか、新宿区ホームページから取り出せます。